

青少年保護とネット規制

川中 達治

工学部 一般教育科

(2009年5月30日受理)

Juvenile Protection and Internet Restriction

by

Tatsuji KAWANAKA

Department of General Education, Faculty of Engineering

(Manuscript received May 30, 2009)

Abstract

The environment in which juveniles find themselves has changed bewilderingly in recent years. A law concerning the maintenance of a safe juvenile internet-based environment (the Juvenile Internet Restriction Law) was approved last June and went into force on April 1 this year. It undertakes to control the adverse effects of various media and assign criminal charges, with the purpose of protecting juveniles from harmful information. The mass media, scholars and others had already voiced opinions and criticisms about this law before it was approved. These are presented in this text, and they reconfirm the situations by which juveniles are surrounded and review such issues as freedom of speech, study rights and parents' rights to education. It also attempts to examine the actual situation and determine the ideal relationship between the Internet and juveniles.

キーワード： 青少年保護，表現の自由，学習権，ネット規制，フィルタリング，携帯電話

Keyword： juvenile protection, freedom of speech, study right, internet restriction, filtering, mobile phone

はじめに

近年、青少年をとりまく状況はめまぐるしく変化しており、さまざまなメディアから悪影響をうけて重大事件を起こしたり、犯罪被害に遭うのではないかという判断から、青少年を有害な情報から保護する目的のもとで、「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備などに関する法律」(通称：青少年ネット規制法)が昨年6月成立し、本年4月1日に施行された。この法律については、すでに成立前からマスコミや学者などがさまざまな意見を述べている。本稿では、まず、Ⅰ章において青少年をとりまく状況をとりあげ、Ⅱ章において法律が成立する経緯を概観した上で、Ⅲ章の中で表現の自由や知る権利、さらに子どもの学習権や親の教育の自由の論点からこの法律の意義や課題、問題点を検討する。Ⅳ章では本法の特徴であるフィルタリングに注目して検討を加えることにした。

Ⅰ. 青少年をとりまく状況

この章では青少年ネット規制法が規制の対象としている携帯電話やインターネットにおけるコンテンツおよび利用状況について説明する。

インターネット上には違法・有害情報が氾濫しており、青少年はパソコンや携帯電話でそれらに容易にアクセスできる状況にある。違法情報には、わいせつ物公然陳列、児童ポルノ公然陳列、売春防止法違反の広告、出会い系サイト規制法違反の誘引行為などである。また、規制薬物の濫用をあおったりそそのかす行為や、規制薬物の広告、ワンクリック詐欺などに利用される預貯金通帳などの譲渡の誘引、パソコン上の掲示板を通じて携帯電話の売買を行なう匿名貸与業の誘引なども違法情報に該当する。ワンクリック詐欺は、他人名義の預貯金通帳と他人名義の携帯電話を手に入れ、さらに金を引き出す実行者を闇サイトなどで求人することで簡単に行えるので、多くのインターネット利用者が被害に遭っている。

一方、公序良俗に反する有害情報、明らかに違法とはいえない、違法情報の一步手前のような情報も多い。たとえば、「けん銃の譲渡や爆発物の製造などの違法行為を、直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引する情報」や、「違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報」、さらに、「人を自殺に誘引・勧誘する情報」などがこれに当たるとする。

公序良俗に反するという観点からの有害サイトとは別に、青少年の健全育成という観点からの有害サイトも多い。都道府県ではそれぞれ青少年健全育成条例を設け、都道府県によって多少の違いはあるものの、何が「有害」にあたるのかが指定されている。たとえば、「性的感情を刺激するもの」「粗暴性を誘発、助長するもの」「残虐性／残忍性を誘発、助長するもの」「犯罪を誘発、助長するもの」「自殺を誘発、助長するもの」などである。元々は、対象が出版社であったが、インターネット上の情報へとカバーする範囲が拡大されてきている¹⁾。

新聞の社会面で大きく取り上げられた「自殺サイト」²⁾や「闇サイト」を使った痛ましい事件も相次いでいる。「闇サイト」で知り合った仲間同士で、通りがかりの女性を拉致して殺してしまうという事件もあった。とくに「携帯サイト」が問題で、携帯電話は大人だけでなく、ほとんどの青少年が持っている。「出会い系サイト」でトラブルに巻き込まれる青少年の95%は携帯からのアクセスである³⁾。また、学校裏サイト(学校非公式サイト)でのいわゆる「ネットいじめ」も深刻な問題になっており、何らかの対策をとる必要がある⁴⁾。

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課が2008年にウェブサイト全般および群馬・兵庫・静岡県の中高生約1,500人に対して行なった調査によると、学校非公式サイトのウェブサイト・スレッド(掲示板のタイトル)数が38,260件、形態別に見ると、特定の学校の生徒が閲覧や書き込みをする「特定学校非公式サイト」が858件、全国の中高生が誰でも

掲示板を閲覧し、書き込みもできる（「Teens 学園」、「高校生のしゃべり場」など）「一般学校非公式サイト」が1,931件、「2ちゃんねる」など巨大掲示板にスレッドとして掲載されている「スレッド型学校非公式サイト」が33,527件、生徒が「個人ホームページ」と呼び、数人のグループで遊ぶ「グループ・ホームページ型非公式サイト」が1,944であった。また、サイト・スレッドの書き込み内容約2,000件のうち、「キモイ」、「うざい」などの誹謗・中傷の32語が含まれるものが50%、性器の俗称などわいせつな12語が含まれるものが37%、「死ね」・「消えろ」・「殺す」など暴力を誘発する20語が含まれるものが27%であった。

学校非公式サイトの認知度をみると、「知っている」人は33.0%であり、サイトを知っている人のうち閲覧経験をみると、「見たことがある」が70.5%、「書き込んだことがある」人は13.8%であった。閲覧経験がある人について、閲覧の目的をみると、「暇つぶし」が76.8%と最も多く、次いで「友達に関する情報交換」が14.1%、「その他学校生活や先生などに関する情報交換」が11.9%、「クラブ・部活動の情報交換」10.2%となっている。

親や教師・警察などからインターネットの危険性について説明を受けている生徒については、85.5%がフィルタリングの活用を「必要」または「ある程度必要」と感じている。一方、説明などを受けていない生徒の4割がフィルタリングをまったく必要ないと回答している。

この調査で判明した事項は、中・高の学校数に比して相当数の非公式サイトがあり、その9割近くは「2ちゃんねる」など巨大掲示板にスレッドとして掲載されているものである。さらに「キモイ」「うざい」など誹謗・中傷の言葉が含まれるものが抽出調査したサイトの半数に含まれるなど、非公式サイトの実態が明らかとなった。また、併せて実施したアンケート調査により、非公式サイトの利用実態やフィルタリングの認識などが明らかとなった⁵⁾。

参考として、最近数年の少年非行の実態につ

き、若干述べる。昨年（2008年）の刑法犯少年は90,966人、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）12.4であり、成人2.4の5.2倍であった。成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は26.8%で、前年を1.4ポイント下回っている。ここ5年間でみると、2002年が144,404人、人口比17.5でピークにあり、以後ごく緩やかな減少傾向にある。

少年による凶悪犯（殺人、強盗、放火及び強姦をいう）の昨年の検挙人員は956人（前年比8.3%減）となっている。検挙人員は1990年の1,078人を底に増加に転じ、1997年に2,000人を超えてからは高原状態が続いていたが、5年連続で減少した。罪種別でみると、強姦（検挙人員127人、前年比5.0%増）が増加したが、殺人（同50人、同19.4%減）、強盗（同713人、同5.8%減）、放火（同66人、同35.3%減）は減少している。昨年社会の耳目を集めた事例として、青森県の無職少年による実母等殺人及び現住建造物等放火等事件、愛知県の中학생によるバスジャック事件がある。

少年による粗暴犯（凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫及び恐喝をいう）の昨年の検挙人員は8,645人（前年比6.5%減）で、8年連続で減少し、記録の残る昭和24年以降最低となった。罪種別でみると、脅迫（検挙人員151人、前年比29.1%増）が増加したが、凶器準備集合（同74人、同45.6%減）、暴行（同1,547人、同2.3%減）、傷害（同5,212人、同6.6%減）、恐喝（同1,661人、同9.1%減）は減少している。

少年による知能犯（詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法及び背任をいう）の2008年の検挙人員は1,135人（前年比0.6%減）と減少した。ただし、1999年、2000年、2001年はそれぞれ、561人、584人、526人であり、最近5年はいずれも1,000人以上で、その頃と比較するとほぼ倍の状態である。

少年による街頭犯罪（路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗の8罪種<手口>をいう）の昨年の検挙人員は2万1,157人（前年比

13.5%減)で、成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合は、58.8%(同1.2ポイント減)であった。ここ5年間でみると、ほぼ横ばいの状態である。

初発型非行の昨年の検挙人員は6万4,550人(前年比13.9%減)と減少している。初発型非行とは、犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。罪種・手口別でみると、万引き(検挙人員2万6,277人、前年比6.7%減)、オートバイ盗(同5,702人、同15.4%減)、自転車盗(同1万1,977人、同12.0%減)、占有離脱物横領(同2万594人、同22.1%減)といずれも減少した。刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合は、71.0%(同1.6ポイント減)であった。ここ5年間でみると、緩やかな減少傾向にある。

昨年の再犯者数は2万8,404人(前年比9.0%減)と5年連続で減少した。再犯者の人口比(同年齢層人口1,000人当たりの再犯者の検挙人員をいう)は3.9(同0.3減)で、成人(1.08)の3.6倍となった。また、同年の触法少年(刑法)の補導人員は、1万7,568人(前年比1.9%減)と減少している。凶悪犯の補導人員は110人(同35.7%減)と減少した。このうち放火は75人(同42.3%減)と減少しているが、依然として凶悪犯補導人員の68.2%を占めている。

昨年の触法少年(特別法)の補導人員は720人(前年比18.4%増)で7年連続で増加した。平成20年の不良行為少年の補導人員は、136万1,769人(前年比12.2%減)で、態様別では深夜はいかいが最も多く(53.8%)、次に喫煙(36.5%)が多い⁶⁾。

青少年が犯罪被害に遭った件数は、全体的には減少傾向にあるといえる。性犯罪被害も、減少傾向にある。ただし、小中学生の犯罪被害件数はほぼ横ばい状態であり、児童ポルノ禁止法違反事件の送致件数は一昨年と比べて19.2ポイント増加している⁷⁾。

II. 青少年ネット規制法成立の経緯

「青少年ネット規制法」の発端となったのは「青少年社会環境対策基本法案」である。この法案のきっかけは、中曽根康弘の息子である元文部大臣・中曽根弘文参議院議員が参議院自民党政審会長だった98年3月、国会で神戸・児童連続殺傷事件(いわゆる酒鬼薔薇事件)を取りあげて、雑誌・テレビを規制する「青少年保護法」を制定すべきだとの訴えであった。中曽根議員は、「少年犯罪の多発の原因はいろいろありますけれども、少年たちの情報源となっているテレビや雑誌、アニメあるいはテレビゲームなどの影響はかなり強いと思います。…こうした青少年問題に関する重要な対策は、都道府県にすべてお任せするのではなくて、政府が青少年保護の基本的な理念や目的、方針などを示すと同時に、規制項目のうち重要なものかつ共通したものについては、一元化をして青少年保護法というようなものを制定すべきと考えております。…青少年保護法の制定にぜひ取り組んでいただきたい。」

また中曽根議員は、「ある自治体で有害図書や有害玩具に指定されているものが近隣の自治体では指定されていない、そういうこともある」、「規制内容にもばらつきが見られるということは、同じ国の宝である青少年を有害な情報から守るのに地域によって差を生じるということにもなろうかと思えます」とも主張している。「有害」図書、「有害」玩具などの指定を行なっている青少年条例⁸⁾を法律に格上げし、全国一律に「有害」指定を行えるようにせよ、という意思表示であった。

その結果、内閣総理大臣の諮問を受けて、国の青少年問題審議会は99年7月22日、「『戦後』を超えて—青少年の自立と大人社会の責任」と題する答申を発表し、メディアに関しては次のように記述された。

〈社会環境の改善に関しては、関係業界による自主規制や条例を主体とした規制では、実効性の観点から今日十分な成果を上げることは困難であると

し、青少年を保護育成するための包括的・体系的な法令の整備を求める要望が高まっている。当審議会としては、住民主導の地域ぐるみの取り組みの強化を基本的方向としつつも、このような要望を真摯に受け止め、法令による規制のあり方についても、国民の議論を広く喚起しながら、関係省庁が連携して具体的検討を進めることを期待する。)

〈性、暴力などの過剰な表現等いわゆる有害情報については、自主規制の成果がより国民の目に明らかかなものとなるよう、一層の充実を図るとともにそのような取組が情報の受け手側において検証されるような仕組みを整備していく必要がある。メディアの中でも、青少年に最も身近に利用され、さまざまな影響を与えている放送に関しては、番組情報提供の充実、放送時間帯の設定、第三者機関の設置等といった放送事業者による目に見える対応が強化されていくことが望まれる。)

さらに具体的な提案として、「青少年に有害な行為等を規制するための法律の制定や関係法令の規定の整理、統合、充実、罰則の強化の必要性について検討する」として、「青少年育成に関する基本的な法律（青少年育成基本法）の制定に向けて検討する」という提言で締めくくられた。

最初の自民党法案がまとまったのは2000年4月であった。参議院自民党の小委員会が関係省庁（当時の警察庁、文部省、総務庁、通産省、郵政省、環境庁、自治省、大蔵省、法務省、運輸省の10省庁）を呼び出し、参院法制局の助言を受けながら作成した「青少年社会環境対策法（素案骨子）」を示した。各省庁は関連の業界団体に「このような法案が出てきたがどう考えるか」と問い合わせを行なったことから、この動きが公然化することとなった。

5月には関係省庁の意見も容れて「青少年有害環境対策基本法（素案）」となり、「対策法」から「基本法」に格上げされた。さらに、9月には「青少年社会環境対策基本法（未定稿）」という法律名に変更された。そして、11月には参議院自民党の手を離れ、自民党本体の内閣部会（鴨下一郎部会長）の

もとに「青少年をとりまく有害な環境対策の推進に関する小委員会」が新たに設置され、法案推進の布陣が敷かれた。委員長は田中直紀参議院議員で、メンバーは衆議院が岩屋毅、小野信也、嘉数知賢、河村建夫、阪上善秀、佐藤静雄、馳浩、宮澤洋一、横内正明、参議院は河南一成、有馬朗人、石井道子、大島慶久、大野つや子、亀井郁夫、北岡秀二、小山孝雄、清水嘉代子、中曾根弘文、仲道俊哉、長峰基、林芳正の各議員となった。

同小委委員会の初会合では、テレビ・ラジオ局の事業者団体、日本民間放送連盟を訪問して、ヒアリングを実施し、その場で法案を2001年の通常国会に議員立法として提出する方針であると伝えた⁹⁾。

この法律の目的は、「青少年有害社会環境からの青少年の保護に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、保護者及び国民の責務を明らかにするとともに、青少年有害社会環境対策の基本となる事項を定めることにより、青少年有害社会環境対策を総合的に推進し、もって青少年の健全な育成に資すること」（1条）であり、青少年に悪影響を及ぼし、性的・暴力的逸脱行為、残虐行為などを助長する「有害社会環境」を規制するのを狙いつけている。

具体的には、「事業者または事業者団体は、事業者の供給する商品または役務が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その商品または役務の供給に関し、青少年の心身の発達の程度に応じた供給方法その他の青少年の健全な育成を阻害することのないようにするために遵守すべき基準についての協定または規約を締結し、または設定するよう努めなければならない」（14条）、また「事業者は、その供給する商品又は役務が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、次に掲げる業務を行なう…法人その他の団体（以下『青少年有害社会環境対策協会という。』）の設立…又は青少年有害社会環境対策協会への加入に努めなければならない」（15条）と定めた。

また「主務大臣又は都道府県知事は、青少年有害

社会環境対策協会の行う第15条第1項各号に掲げる業務の運営が著しく不適切であると認めるときは、当該青少年有害社会環境対策協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる(18条)、「主務大臣又は都道府県知事は、…その勧告を受けた青少年有害社会環境対策協会が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる(19条)」というものであった。

しかもこの法案は規制を受ける事業(商品・役務)が明確でなく、法案から読みとれる商品・役務は、カラオケ店、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗店、インターネット、アダルトビデオ、CD-ROM・DVDなどのほか、雑誌・書籍の出版・販売業者放送などのメディア事業者が対象と考えられた。

他方、民主党も対案を検討していた。民主党が設置した「有害情報から子どもを守るための基本法制定プロジェクトチーム(PT)」も「子ども有害情報からの子どもの保護に関する法律案(仮称)骨子(案)」をまとめ、2000年12月21日、「次の内閣」人権問題担当の石毛鏡子衆院議員とPT事務局長の水島広子衆院議員らが記者発表した。2000年10月以降、短期間で関係業界から事情聴取をしたPT側は言論の自由を尊重し、規制色のない法案にすると説明していた。

その法案は「子ども有害情報からの子どもの保護を図るため、保護者、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子ども有害情報に関する対策の基本となる事項等について定め、もって子どもの権利の擁護に資することを目的とする」とするとした。

民主党案の特徴は、内閣府のもとに保護者、事業者、学識経験者の委員で構成する「中央子ども有害情報対策委員会」を設置して、委員会が定める「指針」に即して、事業者に「内容及び有害の程度を明らかにするために必要な基準を作成」させ、問題のある「事業者に対し必要な勧告をすることができる」権限を与えたとした点にある。都道府県にも「地方

子ども有害情報対策委員会」を設置し、同様に「勧告」ができるという内容である。

自民党案では直接、内閣総理大臣や知事が指導・勧告・公表を行えるとしたものを、民主党案では第三者的な機関を介することにより、勧告にとどめて権力性を薄めようとした。

民主党案は「子ども有害情報」の定義は「文書図画、映像又は音声によって提供される残虐な暴力、性暴力、人種、民族、傷害等による差別、薬物に係る犯罪又は売買春に関する情報であって、これらに関する子どもの価値観に悪影響を及ぼし、又はこれらに関する逸脱行為(犯罪行為を含む。)を誘発し、若しくは助長する等、子どもの心身の健全な発達を阻害するおそれのあるものをいう」とされた。

自民党案では「有害社会環境」の定義があいまいであらゆる商品・サービスを対象にしうる内容になっているが、民主党案は「有害情報」を限定的定義にすることで恣意的な運用を避けるようにしていると考えられる。しかし民主党案では「差別表現」などの規制に踏み込んでいるが、子どもだけに有害な差別表現とはどのようなものか、はっきりしない。

公明党はまた別の動きをしており、党広報委員会、報道と人権問題委員会は2001年1月12日に民放連、16日に新聞協会、雑誌協会と別個に政策懇談会を開いた。社会環境法案だけでなく、個人情報保護法案や法務省の人権擁護推進審議会が構想している人権救済機関など、メディア規制色の強い法案・課題を中心に、報道と人権をめぐる話し合いとなった。これは公明党側の申し入れによって開かれた。懇談会で公明党側は「メディアへの公権力の介入は許されるべきではない」との考えを伝え、同じ与党の自民党とは一線を画す意向を示した。しかし「自主規制」に進展がなければどうなるか分からないという意見も強かった。報道と人権問題委員会は浜四津敏子参院議員が委員長で、太田明宏、上田勇、魚住裕一郎参院議員らが副委員長、事務局長は斉藤鉄夫衆院議員であった。このほか公明党内には「青少年健全育成等プロジェクト」があり、同じく座長が浜四

津、事務局長が齊藤鉄夫の各議員で、事務局長が山下栄一参院議員という構成であった¹⁰⁾。

この自民党の法案作成の動きに対し、2000年5月、メディア総合研究所の故青木貞伸所長や奥平康弘教授、田島泰彦教授ら7人が呼びかけ人となって「青少年有害環境対策基本法案に反対の緊急アピール」が発表された。このとき事務方を務めたのはメディア総研の太田善晟事務局長らだった。事態の進行に危機感を抱いたメディア総研は、あらためて業界団体や職能・労働・市民団体に呼びかけて、「メディアの法的規制」情報交換会という場を1月18日に設けた。参加したのはMIC（マスコミ文化情報労組会議）や日本放送労働組合、日本ペンクラブ、報道の自由を求める市民の会など10近くの団体だった。3月17日にはメディア総研が東京・日比谷のプレスセンターでシンポジウムを開催することとし、業界団体を含めて他団体との共催を模索することになった。

また民放連は、法案を推進する議員らと公開の場で討論するシンポジウムを2月2日に開催し、出版労連も宮台真司氏らを講師にした連続反対集会を開いた。メディア関連団体だけでなく、若者を中心にしたメンバーが立ち上げた「『有害社会環境』の規制を問いたす青年会議」は規制反対派議員を中心にした集会を構想し、全日本教職員組合（全教）等を会員にする「子どもの権利・教育・文化全国センター」も法案の問題点を検討する学習会に取り組んだ^{11) 12)}。

3年後（2003年）7月16日、自民党の内閣部会「青少年の健全育成に関する小委員会」（田中直紀委員長）が、新たな法案の骨子をまとめた。「青少年有害社会環境対策基本法」を、基本法とその個別法の2つに再構成したもので、名称は「青少年健全育成基本法案」（以下、基本法）と「青少年をとりまく有害社会環境の適正化のための事業者等による自主規制に関する法律案」（以下、自主規制法案）である。主な変更は、事業者などに自主規制を促す法律としたため、主務大臣（事業所轄大臣）が事業者

などによる自主規制のあり方を示す指針を策定すること、また、事業者・事業者団体が設立する協会に対する行政の関与は、旧案にあった主務大臣や知事による勧告・公表の規定を削除し、助言・指導にとどめたことである。

新法案にも、大まかにいえば、官主導で表現活動を監視し、「表現の自由」に介入するという基本的な骨格は変わっていない。主務大臣・知事が青少年に「有害な社会環境」を判断し、その指導・監視下で、事業者等が商品の供給方法等に関する規約・協定を作り、苦情処理などを行う「協会」の設立・加入に努める、という自主規制法案の内容は、旧法案のままであった。主務大臣・知事による「協会」への「勧告・公表」の規定は削除されたが、「助言、指導その他必要な措置」は残すなど、行政によるメディア規制の性格は消えていない。

民放連は2法案の国会提出方針を撤回するよう求める意見書を7月29日、田中委員長に手渡すとともに発表した。意見ではさらに次のような問題点を挙げた。○「青少年有害社会環境」の定義があいまいで、青少年の「価値観の形成」にまで国家が介入することは、きわめて問題が大きい。○事業者・事業者団体に対し、青少年有害社会環境の適正化のため、商品・役務の供給方法その他青少年の健全な育成を阻害しないように順守すべき基準についての協定又は規約を締結・設定し、主務大臣又は都道府県知事に届け出ることを求めているが、言論・表現にかかわる領域に行政が直接介入することは、自由主義社会の根本理念と対立する。○協定・規約の締結・設定にあたっては、主務大臣が定める「指針」への留意を求めており、この旧法案にもない仕組みを通じて行政の管理・介入に道が開かれ、自主自立の原則が阻害される。○苦情処理などを行う「協会」は、一見して各業界の自主的機関のようにみえるが、事業者等に設立・加入の努力義務が課され、設立の際は届け出が必要なうえ、行政が助言・指導権を有する以上、行政の管理下に置かれる機関にほかならず、各業界による自主規制を否定するものである。

また、放送事業は他のマスメディアと異なり、放送法、電波法による規制を受けてきており、放送事業者は番組基準の制定及びその順守、番組審議会の設置およびその審議の公表、番組審議会からの意見の尊重などが義務づけられているが、主務大臣たる総務大臣は番組基準の内容や番組審議会の運営のありように口を出す権限は与えられておらず、この放送法の仕組みを青少年健全育成基本法案が破壊してしまう、と主張した¹³⁾。

マスメディアの度重なる反対意見表明が功を奏したためか、青少年保護のためのメディア規制の流れはいったん収まったように思われたが、ターゲットを携帯電話およびインターネットに限定した形で、法案は再々浮上することとなった。

青少年とインターネットをめぐる問題は、2007年秋の第168臨時国会で衆議院に設置された「青少年問題に関する特別委員会」で、本格的な議論が始まった。11月、総務省が「インターネット上の違法・有害情報対策に関する検討会」を設置して検討を開始したほか、12月には、同省が携帯電話・PHS事業者4社に対して、18才未満の利用者には原則として有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）を適用するよう要請した。

携帯電話事業各社は2008年2月から、18才未満の新規契約者に対して、保護者の同意がない場合にはフィルタリングサービスを適用する運用を始めた。アクセス制限の対象はカテゴリーごとに判断される。アダルト、ギャンブル、出会いなどのカテゴリーに加えて、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などのコミュニティーサイトにも青少年のアクセスができなくなった。

新聞協会メディア開発委員会は、ネット上の情報規制につながりかねないことを懸念して一連の動きを注視してきたが、自民党青少年特別委員会を中心に法案制定の動きが加速してきたことから、推進派の議員に新聞界の考え方を伝えることにし、メディア開発委常任委員会が、4月22日に高市早苗氏、30日に民主党違法・有害サイト対策プロジェクト

チーム（PT）、5月8日に自民党インターネット違法・有害情報対策PTの山口俊一座長と意見交換を行った。

両党とも、携帯電話事業者にフィルタリングサービスの提供を求めることを主眼とし、通常国会で法案を成立させたいという点では一致していたが、規制の内容は幅があった。中でも、青少年特別委員会案は、「有害情報を法律で定義して公的機関が有害性の基準を定める」、「携帯電話事業者、インターネットサービスプロバイダー（ISP）に罰則付きの義務規定を設ける」、「ウェブサイト管理者に有害情報の削除を義務づける」など、規制色の濃い内容だった。

常任委は、「表現内容にかかわる問題に国が関与すべきではない。法案が表現行為自体を規制するものでないにしても、有害情報が定義されてしまえば、規制の対象となる情報が広がりかねない。ネット以外のメディアにも同様の規制が拡大することを危惧する」、「表現行為にかかわる規制は、法規制による萎縮効果等を考えると民間による自主規制を尊重すべきである」など、法案の問題点を伝えた。

その後、5月の連休明けに、各党の党内調整が進み、自民党と民主党の合意に向けた協議が集中的に行われ、法案提出が確実となった。法案は、民間の自主的な取り組みを国が支援する仕組みを構築することに重点が置かれていたものの、有害情報を例示の形で盛り込むなど、依然として公的規制の懸念が残る内容だった。

このため、メディア開発委は5月29日、法制化が表現活動に悪影響を及ぼすことを懸念する次の意見を、玄葉光一郎・青少年問題に関する特別委員会委員長に提出した。「情報が有害かどうかの判断は、主観的な要素も多く、時代や文化、社会環境によっても異なる。情報の内容を規制あるいは定義する法律は公権力の介入を招きかねず、憲法21条の保障する表現の自由と反するおそれがある。直接と間接を問わず、国がコンテンツの内容にかかわる問題に関与すべきではない」。

法案は大筋で変更のないまま6月6日に衆議院に

提出され、委員会、本会議とも即日可決したことから、メディア開発委は声明を公表し、公的規制への懸念を再度表明した。しかし9日、参議院本会議で可決され法案は成立、関係政省令の整備を経て、翌年（2009年）4月1日に施行されることとなった。

法案制定の動きに対しては楽天、ヤフー、マイクロソフトなどのネット事業者が反対したほか、民放連も国などの表現活動への介入を懸念する意見を2回にわたり表明、法案成立時にも「法案が言論・表現の自由に深くかかわるものであり、慎重で広範な継続的議論を求めてきたにもかかわらず、法案提出からきわめて短時間で原案どおり成立したことは、遺憾である」旨の会長コメントを公表した。

中村伊知哉・慶応義塾大教授や古川享・元マイクロソフト副社長らが呼びかけ人となって有識者が共同反対声明を出したほか、全国高等学校PTA連合会の高橋正夫会長も法案に反対するなど、反対・慎重論が相次いだ。高橋氏は、事業者の意見と100%一致ではないとしながらも、「青少年の有害情報対策は必要だが、情報が有害かどうかの判断は主観的かつあいまいであり、国の関与は表現の自由を侵す。対策は民間機関の自主的な取り組みに任せるべきだ」と主張、国の関与を排除するという点で考え方は一致していた。

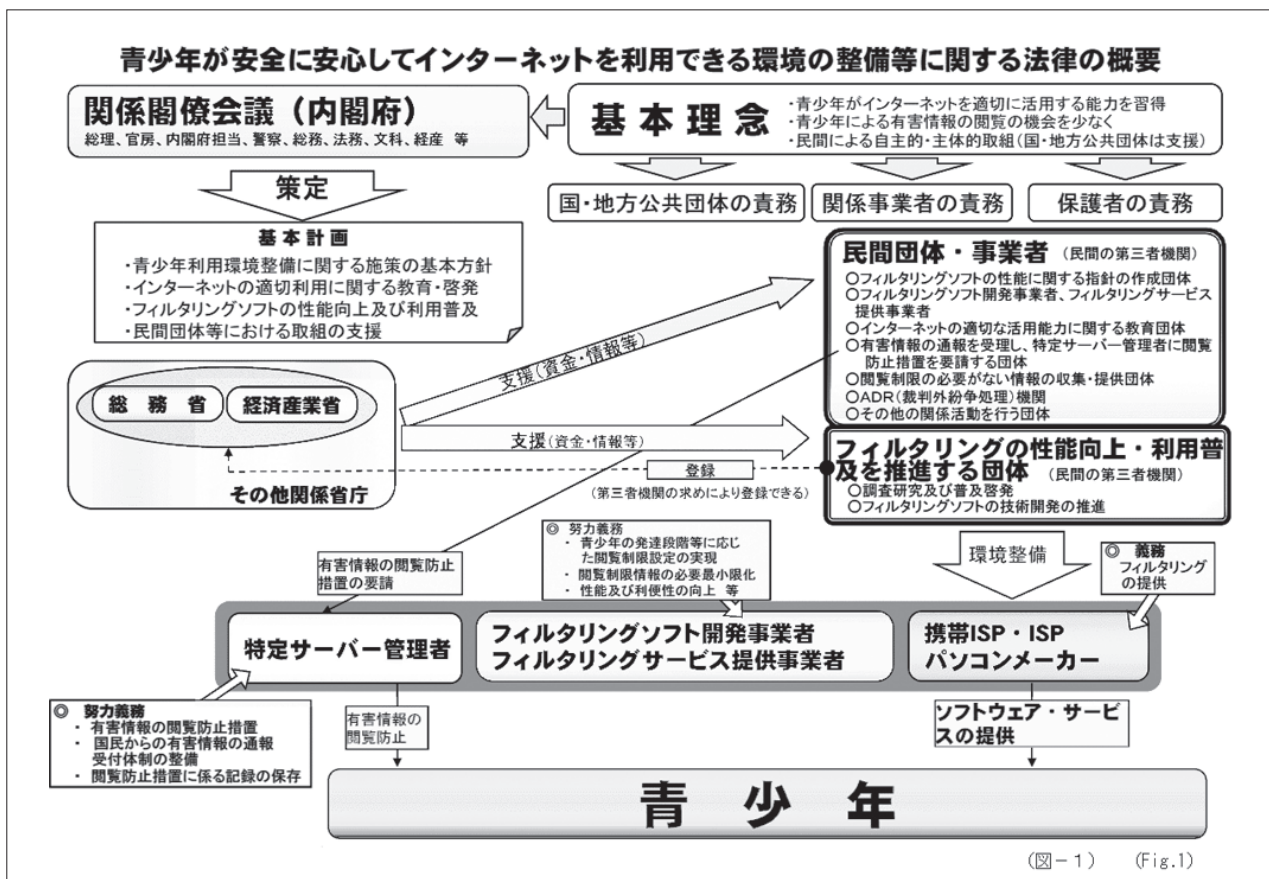
また、法制定に先がけて携帯電話のフィルタリングサービスが始まっているうえ、モバイルコンテンツの健全な発展を促進するために、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）（後述）が発足するなど、法案の意図する民間の取り組みも進んできた。

こうした状況の中で行われた与野党協議で、民主党が法案に国の関与を盛り込むことに反対し、提出された法案では、規制色は薄まった。また、参議院では「フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者および事業者団体等の自主的な取り組みを尊重すること。また、事業者が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に

干渉することがないようにすること」とする附帯決議が採択されるなど、表現の自由に配慮したことがうかがわれる¹⁴⁾。

青少年ネット規制法（正式名称：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）¹⁵⁾の構成は、1章 総則、2章 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等、3章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進など、4章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等、5章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等、6章 雑則、となっている。

各章を概説すると、1章、法律の目的は、①青少年（18歳未満の者）のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置、②青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年有害情報による被害に遭うことがないようにすること（1条）であり、青少年有害情報とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう（2条3項）。また、青少年有害情報の例として①犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報、②人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報、③殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の描写（2条4項）を挙げる。基本理念（3条）は、①青少年自らがインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨とすること（1項）、②青少年のインターネット利用による青少年有害情報の閲覧の機会をできるだけ少なくすること（2項）、③民間における自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重すること（3項）である。6条では保護者の青少年のイン



ターネット利用に関する教育、監督の責務について述べている。

2章では内閣府に置かれる「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」(以下、「会議」)について規定している。会長は総理大臣であり、委員は内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法に定める特命大臣その他の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定し(9条)、会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(以下、「基本計画」)を定める。基本計画では、今後の施策の基本方針や、フィルタリングソフトの普及・性能向上に関する事項が定められる(12条)。

3章は情報リテラシー教育推進のための規定であり、国及び地方公共団体が教育に必要な施策(13条1項)、インターネット活用能力習得のための効果的な手法の開発及び普及促進のために必要な施策(13条2項)並びに家庭において青少年がインターネットを利用する場合における青少年有害情報フィ

ルタリングソフトウェアの利用の普及を図るために必要な施策(14条)を講じ、フィルタリングソフトウェアによる閲覧制限等のインターネットの適切な利用に関する事項についての広報その他の啓発活動を行う(15条)ものとされる。また、インターネットの利用に関する事業者にもインターネット活用能力の習得のための学習機会の提供、フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めることとしている(16条)。

4章、事業者等に対する義務規定であり、まず、携帯電話事業者は、契約者又は携帯電話の実際のユーザーが青少年(18歳未満)である場合には、フィルタリングサービスを提供する義務を負う。ただし、その青少年の保護者がフィルタリングサービスを利用しないと申し出た場合には、例外として提供義務は解除される(17条1項)。携帯電話を利用するのが青少年で、契約者が保護者のばあい、その旨を携帯電話事業者に申し出なければならない(2項)。

インターネット接続役務提供事業者(以下、

「ISP」は、利用者から求められたときは、フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年に対する影響が軽微なばあいとして政令で定める事項については義務を負わない（18条）。

PCメーカーなど、インターネットと接続する機能を有する機器のメーカーは、フィルタリングを容易に利用できるようにする措置を講じたうえで、機器を販売する義務を負う。影響が軽微なばあいであると政令で定める事項については義務を負わない（19条）。

フィルタリングソフト開発事業者の努力義務。フィルタリングで制限されない「青少年有害情報」をできるだけ少なくすること、閲覧制限を行う必要のない情報が制限されることをできるだけ少なくすること、制限される情報を、青少年の発達段階などに応じて、きめ細かく設定できるようにすること、性能・利便性の向上に努めること（20条）。

特定サーバー管理者の努力義務。管理するサーバーから青少年有害情報が発信されたばあい、閲覧防止措置をとること（21条）。管理するサーバーから青少年有害情報が発信されていることの通報を受け付けるための体制を整備すること（22条）。閲覧防止措置の記録を作成して保存すること（23条）。

5章はフィルタリング推進機関などのインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体に関する規定であり、①青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進のいずれかの業務を行うものは、総務大臣及び経済大臣の登録を受けることができる（24条）。また、国及び地方公共団体はそうした民間団体に対して必要な支援に努めることとされる（30条）¹⁶⁾。

Ⅲ. 表現の自由・学習権・親の教育権

Ⅱ章でみたように、青少年ネット規制法は都道府

県などがそれぞれ独自に定める青少年保護条例を法律レベルに引き上げようとしたものであるが、書籍や雑誌でなく、携帯電話やインターネットを規制対象とする、規制の判断を事業者など第三者に委ねている、保護者の同意により規制解除が可能、などの相違がある。以下、立法事実、基準の明確性、検閲、子どもの自律権、学習権、親の教育権について述べる。

立法事実

青少年ネット規制法は、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものを「青少年有害情報」とし（2条3項）、2条4項において内容を例示し、犯罪もしくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、もしくは誘引し、または自殺を直接かつ明示的に誘引する情報（2条4項1号）、人の性行為または性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報（同2号）、殺人、処刑、虐待等の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報（同3号）、とする。

2条4項1号前段の規定は、いわゆる闇サイト、犯罪請負サイト対策と考えられる。闇サイトについてはサイトを通じて知り合った者らが実際に犯罪を起している¹⁷⁾ので、立法事実は認められるだろう。ただ、そうした闇サイトは監視の目を逃れるため、「殺人」や「強盗」などの直接犯罪を示唆するような記述を避けるのが通例であり、悪意のない記述と区別が困難であるという問題が生じる。また、いわゆる「出会い系サイト」もサイトを通じて成人と知り合った青少年（主に女子中・高校生）が多数被害に遭っており、犯罪の温床ともなっているため、こちらも立法事実は認められるであろう。

自殺唱道表現（1号後段）について。自殺唱道表現については、「末期患者に治療拒否権を認め、信仰に基づく輸血拒否を選択する権利を認め、尊厳死を認めるのであれば、自殺も、究極の生命自己決定権の行使として、憲法上の権利であるといわざるを

得ないのではないかと、ならば、自殺唱道表現はそもそも犯罪の唱道などではなく、憲法上の権利行使を憲法上重要な自由を用いて導く、きわめて憲法適合的な行為である¹⁸⁾、という解釈がある一方、「いったん自己決定して実行してしまえば、もはや逆戻りできない事柄については、パターンリズムによる最小限度の制約が正当化される¹⁹⁾」という主張もある。

『完全自殺マニュアル』²⁰⁾が、簡単に死ぬるとイメージされ、薬局で簡単に買える一般用医薬品による自殺を中心に、一般用医薬品による自殺が、本の発売を境に有意に増加しており、とくに十代ではその傾向が強いことが検証されており²¹⁾、2005年にネット上の情報によって練炭自殺が増え始め、2008年1月に硫化水素による自殺方法がネットに掲載された後、硫化水素による自殺が急増し、社会問題になったことなどを踏まえると、これも立法事実を肯定的に捉えていいのではないだろうか。

わいせつな描写(2条4項2号)・暴力表現(同3号)について、岐阜県青少年保護育成条例事件(最判1989年9月19日)²²⁾は、「本条例の定めるような有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであつて、青少年の健全な育成に有害であることは、すでに社会共通の認識になつているといつてよい」とする。しかし、有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼすと示す科学的根拠は必ずしも確定的ではない。性的非行や犯罪行為との関連という点でも、最高裁判所が述べているのは、性的な逸脱行為や残虐な行為を「容認する風潮の助長」につながるというのとどまっている²³⁾。

この点につき、伊藤裁判官は、「青少年保護のための有害図書の規制について、それを指示するための立法事実として、それが青少年非行を誘発するおそれがあるとか青少年の精神的成熟を害するおそれのあることがあげられるが、そのような事実について科学的証明がされていないといわれることが多

い。たしかに青少年が有害図書に接することから、非行を生ずる明白かつ現在の危険があるといえないことはもとより、科学的にその関係が論証されているとはいえないかもしれない」と認めつつ、「しかし、青少年保護のための有害図書の規制が合憲であるためには、青少年非行などの害悪を生ずる相当の蓋然性のあることをもって足りると解してよいと思われる。…有害図書が青少年の非行を誘発したり、その他の害悪を生ずることの厳密な化学的証明を欠くからといって、その制約が直ちに知る自由への制限として違憲なものとなるところは相当でない」とし、「現代における社会の共通の認識からみて、青少年保護のために有害図書に接する青少年の自由を制限することは、右にみた相当の蓋然性の要件をみたすものといつてよいであろう」という。しかし、なぜ「相当な蓋然性」があれば足りると解すべきなのか定かではないし、そもそも本当に「相当な蓋然性」があるかどうか根拠が示されているわけではない²⁴⁾、という批判がある。

「わいせつ・暴力表現と少年非行などの害悪を生じる蓋然性」についてももう少し触れると、テレビ視聴者の9割は暴力番組から影響を受けていないという報告²⁵⁾もあり、I章で述べたようにインターネットが普及し始めてから現在までの間に、少年非行が増えたという事実もとくにみられない。知能犯の割合は増加しているが、性表現や暴力表現と関連づけることは困難であろう。また、凶悪犯罪が起きるたびに暴力的なゲームとの関連が引き合いに出されるが、暴力的なゲームと少年非行との関係を否定する研究結果も報告されている²⁶⁾。これらを総合的に判断すると、立法事実の論拠とする「社会通念」や「害悪を生じる蓋然性」はかなり説得力に欠けると言わざるをえないのではないだろうか。

明確性

青少年保護情景や青少年ネット規制法における規制は、(アニメのパカパカ手法に対してなされるような)中立的規制ではなく、表現内容に対する規制

であるため、原則として厳格な審査基準が当てはめられるべきである²⁷⁾。

前述した岐阜県保護育成条例について、最高裁判決は簡単に違憲の疑いを斥けているが、この点につき、伊藤裁判官は次のように述べている。「およそ法的規制を行なう場合に規制される対象が何かを判断する基準が明確であることを求められるが、とくに刑事罰を科するときは、厳しい明確性が必要とされる。表現の自由の規制の場合も、不明確な基準であれば、規制範囲が漠然とするためいわゆる萎縮的効果を広く及ぼし、不当に表現行為を抑止することになるために、厳しい基準を満たす明確性が憲法上要求される。本件条例に定める有害図書規制は、表現の自由と関わりを持つものであるのみでなく、刑罰を伴う規制でもあるし、とくに包括指定の場合は、そこで有害図書とされるものが個別的に明らかにされないままに、その販売や自販機への収納は、直ちに罰則の適用を受けるのであるから、罪刑法定主義の要請も働き、いつそうの判断基準が明確でなければならないと解される。もつとも、すでに触れたように青少年保護を目的とした、青少年を受け手とする場合に限つての規制であることからみて、一般の表現の自由の規制と同じに考えることは適当でなく、明確性の要求についても、通常の表現の自由の規制に比して多少ゆるめられることも指摘しておくべきであろう」。

さらに岐阜県青少年条例に言及し、「本件6条1項では指定の要件は、『著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長する』とされ、そのみでは、必ずしも明確性をもつとはいえない面がある。とくに残忍性の助長という点はいまいなところがかなり残る。また『猥褻』については当裁判所の多くの判例によってその内容の明確化がはかられているが、…本件条例にいう「著しく性的感情を刺激する」図書とは猥褻図書よりも広いと考えられ、規制の及ぶ範囲も広範にわたるだけに漠然としている嫌いを免れない」。しかし、これらについては、岐阜県青少年対策本部次長通達（昭和52年2月25日）

により審査基準がかなり具体的に定められているのであつて、不明確とはいえない。そして本件で問題とされるのは本件条例6条2項であるが、ここでは指定有害図書は『とくに卑猥な姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらの写真を掲載する紙面が編集紙面の過半を占めると認められる刊行物』と定義されていて、1項の場合に比して具体化がされているとともに、右の写真の内容については、法廷意見のあげる施行規則2条さらに告示（昭和54年7月1日岐阜県告示第539号）を通じて、いつそう明確にされていることが認められる。このように条例そのものでなく、下位の法規による具体化、明確化をどう評価するかは1つの問題ではあろう。しかし、本件条例は、その下位の諸規範とあいまつて、具体的な基準を定め、表現の自由の保障にみあうだけの明確性をそなえ、それによつて、本件条例に1つの限定解釈ともいえるものが示されている」と述べている。

この補足意見についても、「明確性の理論は、法令の規定それ自体が不明確である場合、自己の行為が許容されるかどうか定かでないため、保護された行為をも抑止するという萎縮的効果を及ぼすので、不明確な規定それ自体を文面上無効とする理論である。法令の規定は不明確でも、通達や告示で明確化が図られていけばよいというのは、とても正当化しがたい²⁸⁾」との批判がある。今回の青少年ネット規制法のわいせつ・暴力表現についての内容は岐阜県青少年保護条例のそれと酷似しているが、ネット規制法には罰則がないこと、保護者の同意により規制を解除できることが考慮されるべきであろう。しかし、間接的であるとしても、国や公共団体が規制に関与していることは間違いないので、萎縮効果に対する懸念もまた慎重に検討されなければならない。

検 閲

最高裁は従来より、憲法21条2項の禁止する「検閲」を、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を

目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的に、一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止すること」と定義し、岐阜県青少年保護育成条例についてもこれを引用して憲法違反でないとする。これに対しては狭きに失すとの批判があり、「検閲」を「公権力による表現内容の事前審査」と捉え、しかも、知る権利の視点から、「事前」とは思想・情報等の「受領前」をも含む²⁹⁾と解釈する立場では、岐阜県の自販機に対する包括指定方式は「検閲」に当たることになる³⁰⁾。青少年ネット規制法はフィルタリングという手法で網羅的に規制をかけることになり、保護者が解除に同意しなければ他に情報を知りうる手段がないため、広義の「検閲」には該当することになるが、本法は前述のとおり、保護者による解除が可能であるし、(自販機規制と異なり)18歳以上の大人はまったく規制の対象とならないため、最高裁の定める「検閲」にあたらぬであろう。大人に対する影響については次のIV章で述べる。

学習権・親の教育権

教育法の立場から若干述べる。当初、子どもは保護の客体としてのみ捉えられる傾向にあったが、現在では、それに加えて、権利の自立的行使の主体としても捉えられるようになってきている。子どもが自立能力を有する人間へと成長していくためには保護が必要であり、他方、権利を行使する能力は実際にそれを行使することによって形成されていくという面を有しているので、両者を対立的にではなく、統一的に捉えることが必要である³¹⁾。

自立能力の形成過程にある「子ども期に固有の権利」として、「成長発達権」、あるいはその1つの現象形態としての「学習権」を挙げることができる。子どもは未だ確固とした人格を形成していないがゆえに可塑性に富んだ成長過程にある存在であり、自己のアイデンティティを実現していくために、親、教師・学校・国家から必要な援助を受け取る権利(教育を受ける権利)とともに、自ら学習し、人格を健

全に形成していくために学問の自由や表現の自由、情報受領権さらには自己決定権をも認められる必要がある。「成長発達権」とか「学習権」はこれらの総称といえることができる³²⁾。

他方、親と子どもとの関係で、親の位置づけが問題となる。多くの学説は直ちに「親の教育の自由」という概念を認め使用するが、憲法上の根拠条文は、13条、23条、24条、26条など多岐にわたっている。この点については、親は、自己の思想、宗教、学問を他のものに訴えかける自由を憲法19条、20条、23条によって保障され、その訴えかけを教育という形で時の子どもに対して行なう自由を憲法13条によって保障されていると考えられる。

さらに、教師の立場であるが、教師には二面性があると考えられる。すなわち、法令によって付与された権限の範囲内でまた職務命令に従って行為する場合には、教師は国家機関として権限を行使していることになる。他方、教師が自らのまたは生徒の思想・信教等を侵害するとして職務命令に反して当該教育を拒否するような場合には、教師は、国の一機関として行為しているのではなく、国の教育方針に反対して国家と対峙しているのであるから、憲法上の権利侵害を国に対して主張していることになる³³⁾。

これらに留意して本法を読むと、6条に保護者の青少年のインターネット利用についての監督・教育義務が述べられており、13条において学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用の推進を図ること、17条但書に携帯電話フィルタリングサービスの保護者による解除規定、20条にはフィルタリングソフト開発事業者の努力義務として、青少年の発達段階および利用者の選択に応じ、ソフトがきめ細かく設定できるようにすること、などが述べられている。

子どもの学習権、成長発達権と親の教育権は、子どもの成長段階に応じて関係が変化すると考えられており、親がフィルタリングを解除できるようにしたことや、フィルタリングが細かく設定できるということはそれなりに評価できるであろう。しかしなが

ら、Ⅱ章でみたように本法はまず規制ありきの方向で法案の作成が進められた結果、法文全体はフィルタリングに重点が置かれており、子どもの学習権や発達権に対応する形で、情報教育や情報リテラシー推進のための配慮がもう少しあってもよかったのではないだろうか。

Ⅳ. 運用状況

青少年ネット規制法は、フィルタリングを主体とした規制手段を想定しているため、フィルタリングの手法、運用状況などについてみていくことにしたい。ただし本章の内容は原則として執筆時（2009年5月）の状況である。

「有害サイト」から青少年を守るためには、とりあえずの対策として、携帯電話のばあい、携帯電話会社が提供する無料のフィルタリングサービスを利用することになる。フィルタリングサービスによって、違法・有害サイトへのアクセスができなくなる。フィルタリングの方式には大きく分けて、ブラックリスト（子どもに不適切なウェブページアドレスのリスト）に掲載されているサイトは表示しない方式と、ホワイトリスト（子どもに適切なウェブページアドレスのリスト）に掲載されているサイトのみ表示する方式、有害キーワード方式によるフィルタリング、さらにカテゴリー別フィルタリング、レーティング方式（各サイトを事前にアダルト、暴力などに分類する方式）などがある。

違法・有害情報のブラックリストに登録する際には、目視などで情報内容を確認するので、明らかな誤認は含まれないが、違法・有害情報のアドレスは頻繁に変更される場合が多いため、それに対応してリストを更新する必要があるが、後追いとなるため、違法・有害情報を100%遮断できるわけではない。これに対して、ホワイトリストの場合はアクセスできるサイトが有益情報のもののみなので、違法・有害情報を100%遮断できるが、インターネット上の新しい知識に触れる機会を失うことになる。

キーワードによるフィルタリングでは、有害語リストなどに基づき、アクセスしようとするアドレスにおける情報内容を計算し、あらかじめ設定された遮断レベル以上の結果であれば、受信しないようにする。ブラックリストによるフィルタリングと比べると、有害語リストは頻繁に更新する必要がないので、違法・有害情報のアドレスが変更されても遮断漏れは起こりにくいわけであるが、有益なページに有害語が含まれていると遮断される可能性があるなど、過剰な遮断をしがちである。

製品としてのフィルタリング・ソフトウェアはそれら各方式の良い部分を組み合わせることによって、有益なページは表示し、有害なページは遮断する可能性の高いフィルタリング機能を実現している。初期のフィルタリング・ソフトウェアでは、有益なページの遮断率がある程度高く、有害なページの遮断率が相当低いという羊頭狗肉的な製品も存在していたが、現在は技術進歩もあり、性能は改善されている。

携帯電話専用サイトは、サイト側がコンピューターからアクセスできないように制限をしている。携帯電話は、電話機自体にフィルタリングの機能を搭載できないため、携帯電話事業者がフィルタリングを行なっている。政府や業界団体は、子どもたちが出会い系サイト等の被害者にならないように携帯電話へのフィルタリング普及を目指してきたが、小中学生の携帯やPHSのフィルタリング利用状況は3割程度³⁴⁾にとどまっており、普及はまだ十分には進んでいない³⁵⁾。

サービスはNTTドコモが「キッズiモードフィルタ」、「iモードフィルタ」、「時間制限」の3種類³⁶⁾、KDDIが「EZ安心アクセスサービス（接続先限定コース）」、「EZ安心アクセスサービス（特定カテゴリー制限コース）」の2種類³⁷⁾、ソフトバンクが「ウェブ利用制限」、「Yahoo!きっず」の2種類³⁸⁾、ウィルコムが「有害サイトアクセス制限サービス³⁹⁾」、イー・モバイルが「Webアクセス制限⁴⁰⁾」となっている。それぞれサービス内容が異なり、

ドコモは「キッズiモードフィルタ」がホワイトリスト方式、「iモードフィルタ」がカテゴリ別制限で、さらに深夜から早朝のアクセスを止めるサービスがあり、アクセス制限サイトの変更も可能である。KDDIの「接続先限定コース」はホワイトリスト方式のフィルタリングであり、「特定カテゴリ制限コース」はブラックリスト方式に近い方法をとる。ソフトバンクの「Yahoo! きっず」はホワイトリスト方式、「ウェブ利用制限」はブラックリスト方式をとる。ウィルコムおよびイー・モバイルのフィルタリングサービスはどちらもカテゴリ別制限方式を採用している。

カテゴリ別のアクセス制限サービスは別会社、ネットスター⁴¹⁾が行なっている。ネットスターは2001年創立の会社であり、インターネットのフィルタリングサービスを主な事業内容とし、2004年から携帯電話向けのURL収集を開始している。ネットスターはドコモの「iモードフィルタ」、KDDIの上記2種類のサービス、ソフトバンクの「ウェブ利用制限」、ウィルコムおよびイー・モバイルの両サービスを提供する。制限対象となるカテゴリは、

- 不法（違法と思われる行為、違法と思われる薬物、不適切な薬物利用）
- 主張（軍事・テロ・過激派、武器・兵器、誹謗・中傷、自殺・家出、主張一般）
- アダルト（性行為、ヌード画像、性風俗、アダルト検索・リンク集）
- セキュリティ（ハッキング、不正コード配布、公開プロキシ）
- 出会い（出会い・異性紹介、結婚紹介）
- ギャンブル（ギャンブル一般）
- コミュニケーション（ウェブチャット、掲示板、IT掲示板）
- グロテスク
- 成人嗜好（娯楽誌、喫煙、飲酒、アルコール製品、水着・下着・フェチ画像、文章による性的表現、コスプレ）
- オカルト

となっている⁴²⁾。なお、上記カテゴリ別フィルタリングサービスの多くは、規制対象サイトに分類されていても、EMAが認定したサイトにはアクセスできるとしている。次に、EMAについて述べる。

EMA（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）⁴³⁾は、携帯電話やPHSのフィルタリングの必要性は認めつつ、これまでのフィルタリング、とくにカテゴリ分類によるフィルタリングでは、青少年が閲覧してもいいような、むしろ青少年の成長や発達に有用な内容のサイトまで規制してしまうという状況であり、それがフィルタリングの普及が促進されない原因となっているため、その状況の改善につとめること。さらに、青少年保護を実効性あるものとするには、フィルタリングサービス以外に青少年が知識・情報を自ら選別し、人格形成や自己実現に資するものを取得する能力を身につけられる啓発・教育プログラムやレイティング等の施策も重畳的に実施されなければならないこと、などを目標として2008年4月に設立された第三者機関である。

発起人は堀部政男教授、中村伊知哉教授、長谷部恭男教授、上沼紫野弁護士、中川一史教授、岩崎政孝弁護士、その他携帯電話の関連企業（各携帯電話会社、ダウンロード、魔法のiらんど⁴⁴⁾など）が名を連ねており、堀部政男教授は現在、代表理事を務めている。EMAは独自に「コミュニティサイト運用管理体制認定基準⁴⁵⁾」を設けており、この基準に適合したサイトを月に約2回のペースで、順次認定サイトとして公表している。認定されたサイトも継続して監視を行い、状況に応じて注意を喚起し、ばあいによっては認定を取り消すとしている。

これまでに認定されたサイトは、「GREE」、「gumi」、「MySpace モバイル」、「魔法のiらんど」、「大集合NEO」、「モバゲータウン」、「アルスタ」、「古い広場」、「きき放題!うた仲間♪」、「モバレバ」、「キラキラ☆ストリート」、「ハンゲ.jp」、「The ☆ TableGames」、「ちぶやタウン」、「高校生のコミュニティ[クラスブック]」、「ixen」、「ソーシャル・ネットワークサービス『mixi』」、「blogri」、「ヤプログ!」、「みなくる」、「ゲームスタウ

ン], 「コミュタウンめるっぱ!」, 「フラモ」, 「myMTV」, 「何する? .jp」, 「uchico」, 「SPORA」, 「ヒトカラ」, 「COLORS」, 「ニコニコ動画モバイル」, 「ミニブログ offy」, 「mobion」, 「プチゲーフレズ」である(認定順, 2009年9月30日現在)⁴⁶⁾。書き込み可能なサイトは, 個人に対する誹謗中傷(いじめ)が最悪のばあい自殺につながるため, 本法の有害情報の対象ではないが, サーバー管理者にはこの種の書き込みへの対応も期待され, 四六時中監視が必要な管理者の負担はかなりのものとなる⁴⁷⁾⁴⁸⁾。それはさておき, このような個別の判断により, フィルタリングに対する子どもの不満が次第に解消されることが期待できる。ただ, 現時点では年齢に応じたきめ細かい対応は困難のようである。

次に, コンピューターにおけるフィルタリングにつき述べる。コンピューター上のフィルタリングは接続業者とPCメーカー, フィルタリングソフト会社がそれぞれ責任を負うことになるが, 接続業者は「提供を受ける者から求められたときは, …サービスを提供しなければならない」(18条), PCメーカーについては「フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で販売しなければならない」(19条)として, 義務が緩和されており, フィルタリングソフト会社についてはソフトの性能向上が努力義務である(20条)。また, サーバー管理者は, 管理するサーバーを利用した有害情報を青少年が閲覧できないようにする措置(「青少年閲覧防止措置」)(21条), 前記有害情報に対する連絡受付体制の整備(22条), 青少年閲覧防止措置をとったときはその記録の保存(23条)が, それぞれ努力義務となっている。

@niftyは「Webフィルタ for Kids⁴⁹⁾」, ODNはアルプスシステムインテグレーション社のカテゴリ別フィルタリングサービス「InterSafe⁵⁰⁾」, Yahoo!はフィルタリングサービスを「Yahoo! あんしんねっと⁵¹⁾」というソフトウェアで提供する。「Yahoo! あんしんねっと」は無料であり, Yahoo!BBやYahoo!プレミアム会員でなくともYahoo!サー

ビスのアカウントを取得することにより利用可能である。So-Netも有料でソフトウェアによるフィルタリングサービスを提供する。カテゴリ別フィルタリングで, 詳細に設定変更できるのが特徴である⁵²⁾。Asahi-netとBiglobeは後述する「i-フィルター」というソフトウェアを使用している^{53) 54)}。「あんしんねっと」以外は有料であるが, いずれも月200~300円程度の料金設定となっている。NTTの学校向けプランはネットスター社⁵⁵⁾のURL情報によるカテゴリ別フィルタリングサービスを提供している⁵⁶⁾。

有料のフィルタリングソフトウェアとしては「i-フィルター⁵⁷⁾」が有名である。このソフトはフィルタリングを専門とする株式会社デジタルアーツが2004年コンシューマー向けに発売して以来, 改良を重ねており, 高いブロック率ときめ細かいフィルタリング設定ができることを売りにしている。Asahi-netとBiglobeはこのソフトをフィルタリングサービスに用いており, 市販の一部のコンピューター(富士通製品やdynabook)には「i-フィルター」があらかじめインストールされているモデルもある。携帯電話のフィルタリングと比較すると, コンピューターのそのの方が総じて自由度が高いと思われる。

こうしたサービスとは別に, いずれの業者も迷惑メールのフィルタリングサービスを行なっている。携帯電話やPHSのフィルタリングサービスは, コンピューターからのメール送信を止める手法などにより, 迷惑メールのブロックにかなり成功しているが, コンピューターに対しては効果があまり上がっておらず⁵⁸⁾。対策として特定商取引法や「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(迷惑メール規制法)が昨年5月に改正され, 従来のオプトアウト方式からオプトイン方式とし, 受け手の承諾のないメールは原則として送信できなくなり, 罰金も大幅に引き上げられた⁵⁹⁾。迷惑メールは通信インフラに過剰な負担をかけており, 通信事業者はインフラ増強のために設備費用, 対策費, 人件費が余計にかかることになる。迷惑メールを受け取った

ばあい、携帯電話の受信には費用がかかるほか、大人は多少の精神的苦痛と削除に手間と時間がかかることなどが問題になるが、迷惑メールの大半は「出会い系サイト」や「アダルトサイト」への誘引広告であり、とくに年少の子どもが受信したばあい、単なる「精神的苦痛」では済まされない問題であろう。

大人に対する影響

通信事業者、PCメーカー、サーバー管理者はそれぞれ以上のような形で影響を受け、また一般社会は青少年を含めて成り立つものであるため、親を含めた大人（18歳以上のもの）が影響を受けるのは当然である。一方、フィルタリングをしない大人がこれまで閲覧できた情報が見れなくなることはないだろうか。岐阜の青少年条例のような自動販売機規制では、大人も直接影響を受けるが、本法のばあい、フィルタリングを外した大人は形式的には影響を受けないはずである。しかし、それぞれのホームページや掲示板などの管理者が、青少年も閲覧できるように内容全体を青少年向きに変更することは十分考えられる⁶⁰⁾。また、それぞれのサービスが提供するランキングなどが青少年を意識して加工され、青少年向きでない情報にアクセスしにくくなる可能性がある。また、一般の検索エンジンの検索結果の順位にも影響するかもしれない⁶¹⁾。結果として、インターネット上で入手可能な情報は、青少年の目に触れてもかまわないような情報に限定されてしまうおそれがある⁶²⁾。

最後に、情報教育（メディア・リテラシー）について触れる。メディア・リテラシーとは、一般的に、メディアからの情報を主体的・批判的に読み解く力のことをいう。一部の小・中・高等学校では、少なくとも5年前からメディア・リテラシー教育が始まっている。内容としては、テレビ番組の観察をして、それを元に発表会を行ったり、CMなどの技法や制作者の意図を分析するなどし、最終的に自らコマーシャル（またはテレビ番組、映像作品）の作成・発表・相互評価を行うというものである。これ

らの学習の前後でアンケートをとったところ、○メディアは現実そのものを伝えているわけではない、○メディアが伝える情報は、特定の目的に照らして選択されたものである、○メディアが映し出すものを、視聴者はあたかも現実のように錯覚しがちだ、○メディアの送り手が最優先するのは、利潤の追求である、○メディアの内容は、スポンサーの意向によって左右されることがある、○メディアは、国政選挙や支持政党など、政治や世論に大きな影響力をもつ、といった項目の肯定度が大幅に増加したという。2002年度以降、学習指導要領にはメディア・リテラシーの概念が盛り込まれており、高校ですでに「情報」が2003年度から必修となっている。このように教科の授業に本格的に取り入れられることによって、全国的にメディア・リテラシーの意識づけがなされ、国民全体のメディアに対する意識が高まることが期待できる⁶³⁾。コンピューターを利用した映像作成はそれなりの時間と技術が必要であり、教員にも負担がかかるので容易ではないと思われるが、NHKの教材用動画の無償配布⁶⁴⁾など、情報教育のための教材は充実しつつある。将来的には高校生や中学生がフィルタリングを必要としなくなるのが理想であろう。

おわりに

I章では青少年をとりまく状況を新しいメディアの利用状況、青少年の非行情報や被害状況を中心に述べた。非行状況を比較的詳しく述べたのは、青少年ネット規制法の立法事実を確認するためでもあった。

II章では青少年ネット規制法の成立経緯を述べた。詳しく述べることはできなかったが、本法は20年以上前から各自治体において実施されてきた青少年保護条例の延長線上にあるといえる。岐阜県の青少年条例判決では地域間格差と平等権（憲法14条）が争点の1つであり、インターネット上の情報はグローバル、ボーダーレスであるため、地

域格差を解消しようとした目的はそれなりに意味があったと考えられる。しかし、当初はマスメディアや出版業界を含めた大規模な、罰則付きの規制を意図しており、最終的に罰則のないネット規制に落ち着いたことがわかる。

Ⅲ章では憲法上の論点を挙げてそれぞれ検討した。立法事実では、闇サイト、自殺唱道表現の規制について立法事実は認められると考えたが、わいせつ・暴力表現の規制については否定的に捉えた。明確性については、判例や多くの論稿があるため、わいせつ表現を中心に扱った。規制の法文は明確でなければならないが、本法は罰則がなく、フィルタリングの解除も親の承諾によりできるため、憲法違反を主張するのは困難であろう。検閲は最高裁が従来採用している定義では憲法が禁止する「検閲」とならないが、フィルタリングされた青少年に対する事前規制であると解釈すれば、「検閲」となる余地は残る。フィルタリングに関する民間団体・事業者などへの政府の資金援助も法案成立前から疑問視されている。

学習権・成長発達権と親の教育権は、家庭教育の観点から本法の意義を把握しようとしたものである。親は家庭教育のためになくはならない存在であり、教師は時には親と対立するばあいもあるが、本法において親や教師は子どもを保護するだけでなく、むしろ情報教育を通して、子どもの成長や発達を促す存在として理解される。

Ⅳ章では運用状況を調べた。本法施行後間もない時点での調査報告であり、情報通信機器の発達は依然として分進秒歩であるが、ごく大まかな内容は捉えられたのではないだろうか。コンピューターは事業者のサービスも、ソフトウェアも選択可能であり、ソフトウェアは複数存在し、またソフト自体の自由度も高い。それに対し、携帯電話は現時点ではソフトウェアによるフィルタリングが不可能なため、選択肢が非常に少ないのが今後の課題となる。

そして情報教育について述べたように、小学生については最小限のフィルタリングが必要かもしれな

いが、情報教育、情報リテラシー教育を進めることにより、高校生や中学生のフィルタリングが不要となることが子どもにとって、また社会全体にとって望ましい状態であると考ええる。

なお、3年前から、わが国の通信・放送に関する法律の再編成の動きがある。ごく簡単に触れると、有線電気通信法、電波法、電気通信事業法、有線放送電話に関する法律、日本電信電話株式会社等に関する法律、放送法、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律、電気通信役務利用放送法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律などを情報流通における位置づけ・役割に応じて再編成し、情報通信法として包括的な法制化を図るものである。具体的には、現行の規制を「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」というレイヤー（層）ごとに再整理しようとする。

「コンテンツ」はさらに、放送などの「メディアサービス」と、ホームページ、ブログなどの「オープンメディアコンテンツ」として位置づけられ⁶⁵⁾、青少年ネット規制法はこの「オープンメディアコンテンツ」に対する規制ということになる。ここで懸念されるのは、検索エンジンもまた「プラットフォーム」の中に組み込まれ、規制の対象になる可能性がある。

さらに、児童ポルノの規制手段としてブロッキングが検討されているという⁶⁶⁾。児童ポルノは子どもに対する重大な人権侵害であり、違法情報であるので規制すべきであるが、ブロッキングは事前抑制であり、何がブロックされたのか検証する方法がないため、きわめて慎重に検討されなければならない。また、石川県議会は本年6月29日、小中学生に防災や防犯以外の目的で携帯電話を持たせないようにする保護者の努力義務を盛り込んだ改正「県いしかわ子ども総合条例」を可決した^{67) 68)}。ネット規制法は附則において3年以内に見直すこととなって

おり、児童ポルノ規制と併せて早くも規制強化の動きがみられるが、子どもの成長や発達のために必要なのは情報を制限することではなく、むしろ有害情報も含めた、あらゆる情報を提供することであろう。最後に、本稿の掲載を快諾して下さった柴崎力栄教授に、心から感謝申し上げたい。

【 註 記 】

- 1) 国分明男 「青少年をとりまく有害サイトについて」 青少年問題 630号 27・28頁 (2008).
- 2) 国と自治体、事業主らに対し自殺対策を講じる責任を明確にした「自殺対策基本法」が2006年6月15日成立し、同年10月28日施行された。自殺を個人的問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があると位置付け、国、自治体、事業主、国民の自殺対策への責務を明らかにするよう求めている。
- 3) 被害者の大半が女子中・高校生である。「出会い系サイト」を規制する法律として、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)が2003年6月に制定され、同年9月に施行、2008年に規制強化されている。難波正樹「出会い系サイト事業者に対する規制の強化等」時の法令 1822号 40～53頁参照。関連法として、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)がある。
- 4) 国分明男 前掲 28頁。
- 5) 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査について」青少年問題 631号 24～27頁。
- 6) 警察庁生活安全局少年課「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」1～13頁。
- 7) 同掲 14～20頁。
- 8) 青少年保護条例成立から現在に至る経緯については 右崎正博「青少年保護条例の過去・現在・未来」法時 76巻9号 39～43頁 参照。
- 9) 長岡義幸「『青少年の健全な育成』を口実とした危険な表現規制法の浮上」インパクション 123号1～5頁 (2001)。
- 10) 長岡義幸「青少年をめぐるメディア規制に広がる反対の声」創 2001年3月号 114～116頁。
- 11) 同掲 116～117頁。
- 12) こうした活動とは別に、NHKと民放連は2000年4月、自主規制機関として「放送と青少年に関する委員会」(略称:青少年委員会)を「放送番組向上協議会」に設置している。放送番組向上協議会は、2003年に「放送と人権等権利に関する委員会機構(BRO)」との統合によって「放送倫理・番組向上機構(BPO)」に改組され、これに伴い青少年委員会の運営主体もBPOに移行した。活動内容については、鈴木秀美「放送メディアと青少年保護」法時 76巻9号 50～54頁、や (<http://www.bpo.gr.jp/youth/>) 参照。 ※以下、URLは原則として2009年5月現在。
- 13) 村澤繁夫「再浮上した『青少年有害環境規制法案』」民放 2003年9月号 4～6頁。
- 14) 林恭一「青少年有害情報規制法が成立 ぬぐえぬ表現内容介入の懸念」新聞研究 685号 82・83頁。
- 15) 図-1は、衆議院法制局作成資料に基づいて総務省が作成したもの。
- 16) 森亮二「青少年ネット規制法」情報通信ジャーナル 2008年9月号 32～35頁。
中谷幸司「青少年インターネット利用環境整備法の制定」時の法令 1822号 29～38頁。24条につき、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能指針の作成はフィルタリング推進業務に含まれず、ある情報が青少年有害情報に当たるかの判断もフィルタリング推進業務でないから、本登録制度により国が

- インターネット上の表現の自由に介入する事態は生じない」(江崎洋一郎衆議院議員の答弁)としている。
- 17) 2007年8月に起きた愛知女性拉致殺害事件など。
- 18) 君塚正臣 「暴力表現・自殺唱道表現と憲法」法時 76巻9号 57頁 (2004)。
- 19) 初宿正典 『憲法2〔第2版〕』 成文堂 149頁 (2001)。
- 20) 鶴見済 『完全自殺マニュアル』 太田出版 (1993)。100万部を売り上げ、ベストセラーになったが自治体が有害図書に指定し、物議を醸した。
- 21) 後藤京子・杉本侃 「自殺に用いられる薬毒物と出版物による影響に関する研究」 民族衛生 62巻2号 53・61頁 (1996)。
- 22) 判時 1327号9頁, 判タ 710号71頁。
- 23) 松井茂記 「青少年健全育成基本法案・青少年有害環境自主規制法案と表現の自由」 法時 76巻9号 35頁 (2004)。
- 24) 芦部信喜 『憲法学Ⅲ人権各論(1)(増補版)』 有斐閣 340・341頁 (2000)。
- 25) 大淵憲一 「暴力映像が視聴者の行動に及ぼす効果について」 実験社会心理学研究 20巻1号 85・91頁。
- 26) Lawrence Kutner, Cheryl K. Olson, "Grand Theft Childhood", SIMON & SCHUSTER, pp.85-109, (2008)。
Lawrence Kutner と Cheryl Olson の2人の心理学者は、約1200人の子どもを相手に「Grand Theft Auto」などの暴力的なゲームと、「The Sims」などのそれほど暴力的ではないゲームを体験させて、その後の振る舞いを調べ、暴力的なゲームをプレイすることはほとんどの子どもにとって、ストレス発散に過ぎないと結論づけている。
- 27) 長谷部恭男 『憲法〔第3版〕』 新世社 213頁 (2004)。
- 28) 松井茂記 前掲 37頁。
- 29) 芦部信喜 『演習憲法〔新版〕』 有斐閣 158頁 (1988)。
- 30) 高見勝利 「『有害図書』指定と表現の自由」 別ジュリ 186号 115頁 (2007)。同趣旨 松井茂記 前掲 38頁。
- 31) 米沢広一 「子どもの人権」 ジュリ 1192号 76頁 (2001)。
- 32) 芹沢斉 「『青少年の人権』論の現在」 法時 76巻9号 27頁。
- 33) 米沢広一 前掲 77～78頁。
- 34) 『子どもとメディアに関する意識調査 調査結果』 平成19年3月 77頁, 同 平成20年3月 127頁 社団法人 日本PTA 全国協議会 など。
- 35) 国分明男 前掲註(1) 29・30頁。
- 36) (<http://www.nttdocomo.co.jp/service/>)
- 37) (http://www.au.kddi.com/anshin_access/)
- 38) (<http://mb.softbank.jp/mb/support/safety/web/>)
- 39) (<http://www.willcom-inc.com/ja/service/filtering/>)
- 40) (<http://emobile.jp/service/option1.html#web-filter>)
- 41) (<http://www.netstar-inc.com/>)
- 42) 前掲 註(37) など。
- 43) (<http://www.ema.or.jp/ema.html>)
- 44) ケータイ小説総合サイト。感想の書き込みや意見交換などもできる。
- 45) 前掲 註(43)。事業者の責務を詳細に定めている。たとえば、目視・システム抽出等によるサイトパトロール(監視)の実施、緊急を要する投稿への対応、監視員教育研修及びノウハウ共有制度の実施など。
- 46) 同掲。
- 47) (http://www.ema.or.jp/press/2009/0528_01.pdf) 「『コミュニティサイト運用管理体制認定制度』の2008年度の報告」によれば、この時点で認定された24サイトの監視主任者総数は

- 135名、監視員総数は748名、1日あたりの削除投稿総数は25,084件、1日あたりの警告総数は4,602件。
- 48) いじめの原因には「ネット発」と「リアル発」があり、「ネット発」の場合はフィルタリングや掲示板監視が有効である。渋井哲也「青少年ネット規制法とフィルタリングのあり方」電子情報通信学会技術研究報告（安全）108巻168号16頁（2008）。
- 49) (<http://www.nifty.com/webfilter/service.htm#01>)
- 50) (http://www.odn.ne.jp/service/web_filter/detail_url.html)
- 51) (<http://anshin.yahoo.co.jp/>)
- 52) (<http://www.so-net.ne.jp/siteselect/index.html>)
- 53) (<https://asahi-net.jp/service/security/ifilter.html>)
- 54) (<http://ifilter.biglobe.ne.jp/>)
- 55) 前掲註（41）。
- 56) (http://biz.plala.or.jp/school/service/cnt/blis_safe.html) プロキシサーバーの設定により利用する。
- 57) (<http://www.daj.jp/cs/ifpe5/>)
- 58) 日本産業協会（財）の統計 (<http://www.nissankyo.or.jp/mail/graph/graph.html>) など。
- 59) 個人は100万円以下、法人は3000万円以下の罰金（迷惑メール防止法34条）。2008年12月に施行。
- 60) アダルトサイトなどの入り口の形式的な年齢確認にも問題がある。アメリカで1996年に成立した通信品位法（CAD）の運用手段としてクレジットカードによる認証が検討されたが、連邦最高裁は、実行するには経済的な負担が大きく、成人の表現の自由を過度に広範に制限するとしてCADを違憲と判断している。青野篤「【各国の青少年保護規制】合衆国」法時76巻9号 61頁。
- 61) 検索エンジンの順位決定のアルゴリズムはブラックボックス（企業秘密）であるが、キーワード、リンク数などが重視されるといわれる。有害情報が大きなマイナス要因となれば影響が出てくる。
- 62) 松井茂記 前掲 38頁。
- 63) 安吉寿美子「メディア情報の受け止め方とメディア・リテラシー」青少年問題 622号41～43頁（2006）。
- 64) (<http://www.asahi.com/culture/update/0516/TKY200905160279.html>) 本年10月より提供予定。
- 65) 内藤茂雄「ユビキタスネット社会と情報通信法制」ジュリ 1361号 13～15頁（2008）。
- 66) 楠正憲「青少年ネット規制法成立で終わらないコンテンツ規制を巡る攻防」 (<http://it.nikkei.co.jp/internet/news/index.aspx?n=MMITbe000008082008>)
- 67) (<http://www.yomiuri.co.jp/net/news/20090630-OYT8T00412.htm>) 条例による所持規制は全国初である。さらに、18歳未満の携帯電話のフィルタリングを販売事業者が解除する際、保護者に理由を書いた書類を提出してもらうことを義務づける改正条例も可決した。
- 68) 6月22日、ネット安全モラル学会は子どもの携帯電話の購入と所持を禁止する「いしかわ子ども総合条例改正案」を審議中の石川県議会に対して、同案の否決を求める陳情書を提出している。陳情書では、「情報通信の教育改革の方向と逆行している」、「携帯電話利用に関する諸問題は強圧的に解決できない」、「情報通信の自由を保障すべき」などの理由で、「同案が否決されるとともに県内でネット安全教育が実施されることを強く願う」としている。 (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20090622/332386/>)